

第34回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2010年6月29日(火) 10:30～11:45

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 10階 1015会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、尾本委員

文部科学省

研究開発戦略官付 河原室長補佐、松本調査員

経済産業省資源エネルギー庁

総合政策課エネルギー情報企画室 笹路室長

原子力政策課

宮下課長補佐

内閣府

梶田審議官、中村参事官、淵上企画官、金子参事官補佐

4. 議 題

(1) 第6回ITER理事会結果概要について(文部科学省)

(2) エネルギー基本計画について(資源エネルギー庁)

(3) 国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)第6回運営グループ会合の開催結果について

(追加議題) 日・インド原子力協力協定交渉開始について(見解)

(4) その他

5. 配付資料

(1-1) 第6回ITER理事会共同声明の発表について

(1-2) 第6回ITER理事会結果概要

(2-1) エネルギー基本計画の概要

(2-2) エネルギー基本計画

(2-3) 2030年のエネルギー需給の姿

( 3 ) 国際原子力エネルギー・パートナーシップ ( G N E P ) 第 6 回運営グループ会合  
の開催結果について

(追加資料) 日・インド原子力協力協定交渉開始について (見解) (案)

( 4 ) 第 3 0 回原子力委員会定例会議議事録

## 6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。第 3 4 回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、1つが、第 6 回 I T E R 理事会結果概要について、文部科学省よりご説明いただきます。2つが、エネルギー基本計画について、資源エネルギー庁からご説明いただきます。3つが、国際原子力エネルギー・パートナーシップ ( G N E P ) 第 6 回運営グループ会合の開催結果について、ご報告いただきます。4つが、その他となっています。よろしいでしょうか。

では、最初の議題から。

(1) 第 6 回 I T E R 理事会結果概要について (文部科学省)

(中村参事官) 1 番目の議題でございます。第 6 回の I T E R 理事会の結果の概要につきまして、文部科学省研究開発局研究開発戦略官付の河原室長補佐からご説明をお願いいたします。

(河原室長補佐) おはようございます。よろしくをお願いいたします。

では、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。お配りしている資料は 2 種類ございます。まず、資料 1 - 1 として、先日の I T E R 理事会の結果を発表したプレス発表の資料、それから資料 1 - 2 として、結果概要をまとめた資料でございます。概要資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。

資料 1 - 2 の 1 ページですけれども、6 月 1 6 日 ~ 1 7 日にかけて、第 6 回の I T E R 理事会が開催されました。中国の蘇州で行われております。我が国の代表としては、森口文部科学審議官が対応をしております。

ページをおめくりいただきまして、2 ページ目が I T E R 理事会の参加者の写真でございます。

3 ページ目に主な議題を挙げておりますけれども、今回の第 6 回理事会では、I T E R 機

構からの活動報告、それから諮問委員会からの報告、ITER機構の年次報告等がなされております。

続いて4ページ目ですが、ITER機構からの活動報告につきましては、まずITERサイトの建設状況についての報告がございました。最初のITER建屋の建設、さらにトカマク建屋の基礎工事用の採掘を今年の7月に開始をする予定であるという報告がなされております。

それから、ITER機構の職員の状況ですけれども、2010年5月末時点で計457名と、ITER計画が建設段階に入るということで人員もかなり増加しております。日本人の専門職員数は計24名でございます。

それから、調達の取決めの締結状況ですけれども、前回の理事会以降17のPAが締結され、これまで計45のPAが締結されていると。これは全体のPAの60%を占めております。

それから、予算及び財務についての報告がなされました。

続いて、5ページ目ですけれども、ITER機構からの活動報告の続きと書いてある、ここが今回の理事会における主な論点になってございます。今ITER計画についてはスケジュールですとかコストを含む基本文書、ベースラインと呼んでおりますけれども、ベースラインドキュメントの理事会での合意というのが最優先課題となっております。

ITER機構からはベースラインドキュメントの案の説明がございました。それに対してEUがベースラインドキュメントに合意する前提となるEU負担分の財政措置について、事前にEU加盟国内での合意に至らなかったという状況の報告があり、今般の理事会ではベースラインドキュメントの合意に至ることはできなかったという状況でございます。

こうした状況を踏まえて、再度7月、来月の末に臨時の理事会を開催いたしましてベースラインドキュメントに合意する方向となっております。

それから、ITER理事会の諮問委員会等からの報告ですけれども、科学技術諮問委員会、それから運営諮問委員会、その他の作業グループから報告がございました。STAC、MACからはITER機構により提案されている全体事業スケジュールの理事会承認を勧告する等の報告があり、またTBM計画委員会からの報告も聴取しています。

それから、6ページ目にはITER機構の年次報告についてございました。理事会はITER機構の2009年の予算執行状況、さらには2010年～13年の予算計画の報告を受けております。

その他の年次計画の実施方法、さらに輸出規制に関するワーキング・グループの継続について承認がなされております。

最後、7ページ目は現在のITERサイトの状況でございます。これから掘削が始まるという状況でございます。

現在、先ほど申し上げましたとおり、来月末の臨時理事会でのベースラインドキュメントの合意に向けまして、EUの加盟国内での追加財政措置に関する調整が行われていると承知しています。我が国としてもEU等への働きかけを含めまして、引き続きイニシアティブを發揮していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。急いでいえば、理事会は暫時休憩ということですね。

何かご質問ございましょうか。

どうぞ、秋庭委員

(秋庭委員) ご説明いただきましてありがとうございます。理事会では今回合意に至ることができず、また7月末に臨時理事会が開催されるとご説明いただきましたが、このようなスケジュールの遅れ、日本に対する影響は何かありますでしょうか。

ITERについては先端の科学技術として日本国民としても希望を持っている方も多いと思いますので、何か日本への影響がありましたら教えていただければありがたいです。

(河原室長補佐) ご質問いただいた点ですけれども、日本の立場としてはEUをはじめとする各極に対して、可能な限り早くベースラインドキュメントの合意をするということを強く主張しておりました。そこは当初予定していたITERスケジュールを遅れさせないという立場でおりました。我が国及び世界の核融合に係る研究者に対してもそのスケジュールの遅れというのに対しては必ずしも良いメッセージを与えないと思いますので、今の置かれている状況の中で最大限、決められたスケジュールで計画を進めるように働きかけるということが重要だろうと思います。

(秋庭委員) ありがとうございます。

(近藤委員長) 他に。

鈴木委員。

(鈴木委員長代理) 日本のブローダーアプローチには特に影響はないんですか。

(河原室長補佐) BAについては、原型炉に向けた検討とITERの支援という2つの側面がありますけれども、ITERの支援ということに関しては、スケジュールが遅ればそれに

対する影響は少なからず出てくる可能性はあるかもしれません。一方で、原型炉に向けた検討というのは、六ヶ所サイトが今年3月に整備され着々と進んでおりますので、そこは平行して進めていきたいと思えます。

(鈴木委員長代理) 分かりました。

(近藤委員長) 他に。

このプレスリリースによると、カウンスルミーティングに先立って展示会が開催されたようですね。しかも、最後の文章に、メニーサウザンドビジターエクスペクトとありますから、これは会議が終わっても3日間とか4日間開かれたと、そういうことなんですね。どんな内容ものがあつたの。

(河原室長補佐) 展示会は2、3週間開かれていと聞いております。

(松本調査員) パネルや模型を通じてかなり大規模な、数百平米を擁する巨大な展示会になっています。

(近藤委員長) 海外からも沢山の出展者があつたんですか。

(松本調査員) 各極D A (Domestic Agency:国内機関) と中国の国内機関を中心に各研究所の展示をとりまとめた展示会になっております。

(近藤委員長) サポーターを増やすためには、展示会が必要なかもしれないですね。中国は、特にそういうことに気を使う国だからかもしれません。

よろしければ、この議題はこれで終わります。ご報告ありがとうございました。

それでは、次の議題。

## (2) エネルギー基本計画について (資源エネルギー庁)

(中村参事官) 2番目の議題でございます。エネルギー基本計画につきまして、資源エネルギー庁総合政策課エネルギー情報企画室の笹路室長、原子力政策課の宮下課長補佐からご説明をお願いいたします。

(笹路室長) 経済産業省の笹路でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

原子力委員会の場では4月13日にエネルギー基本計画の骨子を出した段階でご説明をさせていただきました。先々週の6月18日でございますが、エネルギー基本計画が閣議決定をされました。原子力委員会でご議論いただいた際に意見をいろいろ出していただきまして、それも含めましてとりまとめてございますので、簡単に全体像とポイントをご説明させてい

たきます。

お手元に資料第2-1、概要がございます。それから、エネルギー基本計画の本体でございますが、資料第2-2というものがございます。全体のポイントにつきましては、エネルギー基本計画の概要に基づきまして説明させていただきつつ、必要に応じエネルギー基本計画の本体もご参照していただきたいと思っております。

まず、エネルギー基本計画の全体像でございますけれども、今回エネルギー政策の基本は改めましてエネルギーセキュリティの確保、地球温暖化対策の強化、それから経済効率的な供給の確保と、この3つのEを改めてぶれずに推進していくということを確認させていただきつつ、新しい視点として、まさに経済成長の原動力としてのこの環境エネルギー分野、それからそのもとでのエネルギー産業構造の改革ということで基本的な視点を位置づけております。

今回、2030年という年限を目標に定めまして、エネルギー需給構造を抜本的に改革していくために大きな目標を初めて設定しております。その目標に向けまして、資源の安定供給確保ですとか、あるいは供給面での自立的、環境調和的な供給の実現、それから需要面での低炭素型成長を可能とするような構造改革の実施。それから、スマートグリッドやスマートコミュニティの実現ということを頭に置いた新しいエネルギー社会の実現、革新的なエネルギー技術開発の推進、普及拡大、それから国際展開の推進。そのもとでのエネルギー産業構造の改革ですとか、あるいは国民との相互理解、人材育成、それから地方公共団体、事業者、非営利組織の役割分担と相互協力、それと国民のそれぞれの努力、ということを掲げさせていただきます。

前の原子力委員会では、まずエネルギーセキュリティにつきまして幾つかご議論いただきました。秋庭委員からは、いかに日本のエネルギー自給率が少ないかということをしちんと国民にわかりやすく示すべきではないかということをございました。エネルギー基本計画本体を見ていただきますと、例えば5ページ目でございますけれども、やはり総合的なエネルギー安全保障の強化というところで自給率の向上ということを第一として示させていただいております。

さらに、9ページのところでございますけれども、2030年に向けた目標というところでも、自給率の目標、現状18%を倍増ということを示した上で、自主開発比率も含めました自主エネルギー比率を現状の38%から70%に高めてはどうかという政策目標を掲げさせていただきます。

それから、大庭委員からは、国産や自給率の議論は分かるけれども、いかに資源がない日本が国際的な市場できっちり調達できるというような視点、戦略的な国際関係が大事ではないかと。尾本委員からも、自給率を高めることに加えまして、やはり相互依存ですとか、相互保障という考え方が大事だろうというご意見をいただきました。それも踏まえまして、概要の資料を見ていただきますと、資源の確保、安定供給強化の総合的取組というところですが、エネルギーの安定供給確保のところでは、やはり資源国との戦略的関係の深化と、それからやはり市場でいかに日本がそういった資源の確保をきちんとやっていくかというところでリスクマネーの供給支援ですとかさまざまな資源外交の展開ということを全体にわたって掲げさせていただいております。

エネルギー基本計画本体では、15ページ以降、例えば石油・天然ガスの分野、それから17ページ以降ではレアメタルの確保のための資源外交の強化、19ページにおいては、石炭の確保のための資源外交の強化、さらに32ページから33ページにかけては、ウラン資源、燃料、こういったものの確保のための資源外交の強化ですとか、さらには、原子力産業の国際展開、核不拡散や原子力安全等に向けた国際的な環境整備ということで、あらゆるエネルギー資源についてこういった資源外交あるいは相互保障、こういった考え方が大事だということを明示させていただいております。

さらに16ページでは、市場における透明性と公正な価格形成機能の向上のために、日本が国際的にリーダーシップを発揮するとともに、関係当局とも連携していくということで、市場の視点も明示させていただいております。

それから、セキュリティに関して鈴木委員長代理からは、日本という国のエネルギーセキュリティだけではなくて、アジアワイドの考え方というのが骨子の段階では足りないという意見もいただきました。エネルギー基本計画本体で言いますと、21ページにアジア地域全体としてのエネルギー安全保障の向上を目指すということを明示させていただいております。そのもとで、例えばASEANでの石油備蓄ロードマップ策定など、きちんとした地に足のついた取組をやっていくことが大事だろうというふうに掲げさせていただいております。

さらには、戻りまして16ページでありますけれども、市場の安定化に向けたというところで、やはり中長期的に日本の先物市場の強化などによりまして、アジアの需給を適切に反映した市場での価格形成のあり方、これも検討していく必要があるだろうと思っております。

それから、少し飛びますけれども、58ページでもアジア太平洋地域における国際エネル

ギー協力ということで、アジア地域でのエネルギー需給の分析ですとか、あるいはそのもとでの省エネですとか、あるいは低炭素での技術協力の推進、こういったものも大事だろうということを示させていただいております。

それから、エネルギー需要構造のところでは、秋庭委員からエネルギーの需要構造の改革、例えばネットゼロエネルギーハウス、ネットゼロエネルギービルディングでも何かしらそういう促進をしていくような仕組みですとかインセンティブがないと進んでいかないだろうというご意見をいただきました、絵に書いた餅になってしまうと。まさに39ページ以降でございすけれども、需要構造の改革というところでそれぞれの項目ごとにできる限り具体的な取組を明記しました。その上で、規制や制度を導入したり、あるいは予算でインセンティブをつけたり、あるいは税制、金融措置など、政策を総動員しまして、国民負担を最小限にしながら最大限の効果と全体最適が確保されるようなポリシーミックスを確保していくことが必要であろうと明記してございます。

それから、エネルギー関連の技術開発、研究開発につきましても幾つかご意見をいただきました。尾本委員からは、資源のリサイクルが重要というコンテキストの中では、やはり原子力の場合に高速増殖炉の利用ということが明示されて無いのは必ずしも適切ではないのではないかというご意見をいただきました。52ページにおきまして、エネルギー革新技术開発の推進というところで、高速増殖炉サイクルを初めとする原子力分野での革新技术開発の推進ということを示してございます。

それから、鈴木委員長代理からも、研究開発について、普及の戦略、これの骨子の段階では割合記述が多かったということございまして、やはり民間ではなかなか難しい長期的な革新技术開発を進めていく仕組みを考えていくべきだろうと。

さらに、近藤委員長からも、2030年の政策目標を設定するとはいっても、やはり2030年以降も国あるいはこういった社会は続いていくわけですので、イノベーションというもののシーズが入っているような状態できちんと考えていくことが必要だろうというご意見をいただきました。

それを踏まえて、52ページでございす。エネルギー革新技术開発の推進のところでございます。まずやはり、既存の技術の延長線にないような革新的な技術開発、これをしっかり分野も重点を絞った上で、きちんと官民のリソースを結集して進めていくべきだろうということを明示いたしました。

こういった考えのもとで新しい革新技术ロードマップを作成いたしまして、これを今年中

に策定することとしておりますけれども、夏ぐらいまでに中間的な方向性、基本的な方向性を出しまして、その後予算の要求ですとか税制の要求ですとか色々ございます。そういったものを踏まえて年内に革新技术開発のロードマップ、革新技术開発計画、これを作成していただくということでございます。

さらに、53ページでございますけれども、今後の課題ということでございまして、長期的視野に立ってITERの計画ですとか、核融合についての推進、あるいはその他の技術開発、研究開発の発展の可能性のある分野につきまして引き続き取組を強化しつつ、こういった研究開発拠点も強化したりしながら人材育成の強化ですとか、あるいは国際標準化の推進、国際機関との連携、こういったものを進めていく必要があるだろうと考えております。

それから、国際展開のところで、原子力の国際展開の重要性に関しまして意見を頂戴いたしました。54ページ以降でございますけれども、国際展開の推進ということで、我が国のエネルギー環境分野の技術を生かした展開を支援していく必要があるだろうということで、個別の具体的な施策について明記させていただきつつ、56ページでは、主要分野における取組ということで、原子力発電が海外に展開することの意義というものを明示させていただいております。

それから、エネルギー産業に関します意見も頂戴いたしておりました。尾本委員からは、国際ビジネスを勝ち抜いていくといったときに、日本というのは割合同じような機能を持ったプレーヤーがたくさんあって、そういったところを国が一体どこまで関与していくのかということも含めて議論の余地があるだろうと。さらに、鈴木委員長代理からは、産業の国際化ですとかエネルギー産業のあり方、これは自由化の話ですとか市場の全体の規制緩和とも関わり合いを持ってくる話であろうというコメントをいただきました。

エネルギー基本計画では60ページ、61ページ、エネルギー産業構造の改革に向けてということと言及をさせていただいております。この辺はこの基本計画でも結論を書くというよりはむしろ論点を明示させていただきつつ、新しい革新技术あるいは技術開発の成果が出てきたり、エネルギー利用のあり方が変わってきたり効率化していったりする中で、産業構造もよりそういったものに適したものになっていくべく、市場環境の整備ということでこれまでの事業法ですとかあるいは独占禁止法などの制度面での課題が恐らく出てくるであろう。あるいは、官民の果たすべき役割なども議論をしていかなければいけないということで、61ページの今後の取組というところでございますけれども、エネルギー産業構造が新しくなっていく、これに向けて引き続きそういった論点から検討をしていくべきだろうと続けさせ

ていただいております。

それから、国民との相互理解というところで、62ページ以降ございます。先般の議論でも秋庭委員から、やはり国民に分かりやすくきちんと透明な形で伝えていく仕組みが必要だろうということでございました。国民との相互理解の推進の重要性につきまして、62ページ以降に明示させていただいております。

62ページの上から3行目、国民と共に創る視点ということを初めてエネルギー基本計画でも示しました。また、当然エネルギーの広聴・広報・情報公開あるいはエネルギー教育の推進、これは引き続き重要でございますので明示させていただきつつ、64ページ以降では、国以外に地方公共団体の役割ですとか、あるいは事業者の役割、あるいはNPO、非営利組織の役割、さらには65ページでございますけれども、国民の努力というところで様々な原子力分野も含めまして、様々な分野で多様な草の根の活動が拡大していると、国民レベルで、こういったものはきちんとやはり着実に広げていくことが大事だろうというふうに加えさせていただいております。

全体に関わる点でございますけれども、近藤委員長から、エネルギー基本計画の中身と経済成長というものの関係についてのご意見をいただきました。人口減少だとか少子高齢化あるいは省エネも進展する中で、成長とエネルギー環境分野をどう結びつけていくのかというご意見もございました。

今回基本的な視点、6ページでございますけれども、まさにエネルギーを基軸として経済成長の実現ということを初めてエネルギー基本計画でも明らかにしまして、経済成長戦略も同じ日に閣議決定をされましたけれども、やはり革新分野での技術革新などを市場に体现しつつ、これをもとにやはり課題を解決しながら新しい経済成長の原動力としていくと。そのために規制、制度、税制、予算あるいはその他もろもろの制度も含めてですけれども、政策を総動員して取り組んでいく。それによって日本の少子高齢化の中での経済成長というものを、環境エネルギー分野を1つの核として実現していくということが大事だろうということを初めて明らかにさせていただきました。

もう1つ資料が配られておまして、資料第2-3号というものがございます。タイトルに「2030年のエネルギー需給の姿」というものがございまして、これは経済産業省でエネルギー基本計画を仮に実施した場合にどういう需給の姿になるかということを示した試算でございます。

ページをめくっていただきまして最初のページですけれども、本試算の考え方というところ

ろに書いてございますとおり、本計画、これは今回の新しいエネルギー基本計画でありますけれども、これに盛り込まれました具体的な取組、これが強力かつ十分に推進されるということで、2030年に90年比マイナス30%程度、2007年比、足元比でございましてマイナス40%程度の削減もしくはそれ以上の削減が見込まれるということを1つ提示させていただいております。

ただし、色々な制度を導入する際にも、例えば色々な税制ですとかあるいはインセンティブも含めて導入する際には、やはり国民に許容される度合いというものがございまして。あるいは技術革新の進捗状況も勘案しなくてはなりません。ですので、絶対にここにピンポイントに達するというものではございまして、やはり相当程度の幅を持って理解されるべきだろうと思っております。

ただし、今回こういった中でエネルギー基本計画の措置を講じた場合に、今のページで言いますとこの青色の矢印の分の削減がされるのではないかと。次のページを見ていただきますと、2050年と、90年比マイナス80%のCO<sub>2</sub>排出をするということでございまして、この2030年に向けて1990年比でマイナス30%というのは2050年に至るパスの約半分の5億トン削減するということに足元からなるということで、かなり極めて意欲的なもの、あるいはかなりハードルの高いものだということが言えるかと思えます。

さらに見ていただきますと、次のページ、CO<sub>2</sub>原単位の推移というところがございまして。オイルショックのときにもこれは大分改善されたわけですがけれども、2030年に向けては年率3.4%で改善するということで、オイルショックのとき以上の改善率を目指さなければいけない。

さらに言いますと、次の5ページでございましてけれども、最終エネルギー消費の対GDP弾性値の推移ということで、要するに実質GDPが1単位増加した場合にエネルギー消費がどの程度増加するかというところでございまして。通常経済活動を増加すればエネルギー消費も増加するというのが自然ですがけれども、むしろこれをさまざまなエネルギー利用の効率化ですとか、さまざまな取組を行うことによって、初めてこういうGDPは増加するけれどもエネルギー消費は減少するといった状況になるということでございまして。

その後も各需要部門での取組と排出の効果というものが試算されております。

8ページは、一次エネルギー供給の変化ということの1つの試算であります。2007年度実績に比しまして、2030年度の推計ということでこういった姿になっています。自給率目標を掲げております、現状18%なものをほぼ倍増にしようというところでございまして

けれども、一次エネルギー供給の棒グラフを見ても、2030年で原子力と再生可能エネルギー等で約4割というような算段となっております。

9ページは電源の設備容量と発電電力量の内訳ということでございます。設備容量、再生可能エネルギーの大量導入によって設備容量は相当増加するわけですがけれども、エネルギー転換効率の問題とかもございまして、発電電力量に示しますと右にございましており、2030年で発電電力量の約2割が再生可能エネルギー等、それから5割ぐらいが原子力と、トータルでゼロエミッション電源70%という政策目標の1つの目安となっているということでございます。

最後のページでございますけれども、一連のこういった民生部門での省エネですとか、産業部門、運輸部門、あるいはエネルギー転換、それぞれの部門での必要な投資総額、累積総額を2030年までのものを1つ計算いたしますと、約131兆円。省エネメリットでエネルギーが節約できる部分もございまして、その場合でも62兆円ということが1つ計算で明らかになるということでございます。

これは経済産業省の試算として総合資源エネルギー調査会の総合部会・基本計画委員会合同会合の場で示したものでございまして、今後の具体的な削減効果ですとか、あるいは負担のあり方、こういったところが実際に制度の設計とも裏腹でございますし、関係省庁との相談も含めまして、今後検討を深めていくべきものだろうと考えてございます。

ただ、エネルギー基本計画では、2030年に90年比でCO<sub>2</sub>排出量マイナス30%程度、もしくはその削減が見込まれるということは明示してございまして、10ページでございますけれども、9ページで2030年に向けた目標ということで、大きな骨太の5つの政策目標、数値目標を掲げさせていただいております。10ページの一番上のところでございましてけれども、この目標の実現を目指してエネルギー基本計画に掲げる取組を十分強力で推進することで、2030年に90年比でマイナス30%もしくはそれ以上の削減が見込まれるということを政府として閣議決定しているということでございます。

今回、色々と原子力委員会の皆様からもご意見を頂戴しながら、1つのエネルギー基本計画を組み立てさせていただきました。今回基本的な方向を示すのがエネルギー基本計画でございますので、これからまた個別のいろいろ制度ですとかいろいろな仕組み、これを具体的なものを設計していくことになるかと思っております。また、関係のある際にはご意見頂戴することもあるかと思っておりますけれども、そのときはどうぞよろしく願いできればと思っております。

以上でございます。

(近藤委員長) はい、ご説明ありがとうございました。

それでは、ご質問ご意見どうぞ。

鈴木委員。

(鈴木委員長代理) ありがとうございました。大変野心的な目標を立てられて、特に最後のご説明があったGDP弾性値をマイナス0.7にするというのは世界にも例がないので大変野心的な目標だと思います。

私は、最初の基本的視点の中に、エネルギー需給構造の根本的な形という言葉がありますが、今のようなお話を説明されるときにもっと強調していただきたいなど。需給構造を抜本的に変えるので、特に自主エネルギー比率の倍増というのが頭にきていますが、中身を見ますとやはり非常に省エネ社会になるという、そういう視点で書かれているような気がします。エネルギー需給構造の抜本的改革のところは、需給自主比率の増加もそうですが、省エネ構造に移るとのことだと私は解釈しましたので、それをぜひ強調していただきたい。

1つコメントは、実は今の話とも関係するんですが、こういう数値について、今回本文にはバラバラと書かれていますけれども、62ページのところで書かれている相互理解の促進と人材育成の1番目、エネルギー広聴・広報・情報公開の推進のところですね。原子力委員会の成長に向けての原子力戦略の中にも政策に関連するデータ公開について新しいイノベーションが必要だということを入れさせていただいたんですが、同じ趣旨のことがここに書いてありまして、今後政策議論をしていくときに、議論の根拠になったデータとか、それからさらにそれを豊かにするためのデータをぜひいっぱい集めていただいて、それを公開していただくような仕組みをぜひ進めていただきたい。これは原子力政策でも今後やっていかなければいけないと思っていますので、それをぜひ協力していただきたいというのが私のコメントであります。どうもありがとうございました。

(笹路室長) ありがとうございます。最初のエネルギー需給構造の抜本的な改革、まさに国民の生活とかライフスタイルを変える部分があって、そこをきちんと説明していくというのは大事なことだと思いますので、今後の私あるいは資源エネルギー庁の者が説明するときにもきちんと説明するように心がけたいと思います。

(近藤委員長) では、秋庭委員。

(秋庭委員) ありがとうございました。私も62ページなんですが、国民との相互理解の促進というところで、まさに2030年に向けた新たなエネルギー需給構造や社会システムの実現を国民と共に創る視点、ここがとても新しいところです。今までは国民に知ってもらう、

ご理解いただくという観点でしたが、「共に創る」というところが私は今後欠かせない視点だと思っています。国民がこれからまた単にエネルギー問題について関心を持ったり理解するだけではなくて、国民負担が成り立った上でのエネルギー構造になっていくということから、共に創るということが重要であり、また、共に創るというためには、委員長代理がお話しになられたように、国民が考えるための情報がきちんと公開されるということが大事だと思っています。

さらに、資料2-3の2030年のエネルギー需給の姿で、最初のページに本試算の考え方の○の2つ目なんですけど、この試算は国民に許容される規制の度合いということが書いてありまして、ここが私は重要なところだと思っています。やはり国民自身も考え、そしてどこまでできるのか、やらねばならないと思うのか、きちんと国民の覚悟も必要だということがそこであると思っています。国民が許容できる度合いがこの試算のとおりになっていけるように一層の広聴・広報の实践をお願いしたいし、具体的な取組をお願いしたいと思っています。

以上です。

(笹路室長) ご指摘、まさにそのとおりでございまして、私も広聴・広報・情報公開、こういったエネルギー基本計画の説明をこういう場でもそうですし、その他の場でも行う任にあたっています。できるだけやはり国民と共に創るということ、今回初めて打ち出した概念でもございます。さらにいろいろ技術革新の成果などによって、例えば地域レベルでいろいろな新しいエネルギーの最適利用の仕組みができたり、色々と国民の暮らしにまさに直結する部分がより増えている時代だと思うんですね。ですので、政府としてもその部分はより多くの情報をより科学的な知見あるいは事実に基づいた情報をきちんと提供することによって、それで議論を国民の中で深めて。しかもその中で国民負担を負わなければいけない部分というのは出てきます。そこをきちんと議論できるような日本の社会をつくっていくことが大事だろうと思っていますので、襟を正してきちんとやっっていこうと思います。

(秋庭委員) よろしくをお願いします。

(近藤委員長) では、尾本委員。

(尾本委員) 私も非常に野心的で立派な基本計画だと思います。あとは、目標実現のための取組、これをしっかりやっていただければと思います。その上で、実行に移すにあたって期待するところを、原子力発電について2点ほど述べたいと思います。

1つは、27ページ。2020年までに設備利用率を85%に2030年までに90%と

なっていますが、90%というレベルは今日先進国では当たり前、例えば韓国では93%ですし、アメリカも90%を超えるのがごく常識的になっている。そこに到達するのに20年もかかるというのは、全体が野心的な基本計画でありながら、ここはあまり野心的ではないなという印象を正直言って持っております。もちろん、政府がこういうふうに向け声をかけたらそのままなるかといったら、事業者がしっかりしなくてはいけないところなんです、実施にあたってはもっと前倒しで実現、90%を実現するのはもっと早くしていただければと思います。

2つ目は、58ページにアジア太平洋地域に対する協力という項目があります。ここで地域協力について議論されているのですが、最後のところでは、二国間のエネルギー協力を重視した書き方にとれます。日本がやっている原子力分野でのアジアの地域協力の中にはFNCAがありますが、残念ながらFNCAの活動の中で今まで原子力発電というのが必ずしも重視されていなかった。これはFNCA加盟国の意向というものによると思いますが、今後はより重要になってくる。FNCA諸国が原子力発電を志向していますから、より重要になってくると思うんですが、その中でバイだけではなくて、マルチの仕組みに経済産業省も積極的に参画されることを期待いたします。

以上、2点です。

(笹路室長) まず1点目は、尾本委員ご指摘のとおりで、このエネルギー基本計画に掲げた目標が先送りとかプロク拉斯ティネイトという、逆に根拠となるというのは全く趣旨が違うわけですので、前倒しというのはできれば理想的なわけですし、その点は今後我々が説明したり、あるいは関係者と話し合っていくときにもそこはきちんと明示していこうと思います。

それから、国際協力のところでのバイのみならずマルチの取組というご意見につきましても、ご意見承りましたので、国際協力、国際関係を担当している部局にもきちんと伝えたいと思います。

(近藤委員長) 私も2つぐらい申し上げたいと思います。1つは、成長との関係がよく見えないなと思います。2030年までの弾性値がマイナス0.7というのは相当なことなんでね。そういう成長が可能か、それをどう実現するのか、これはエネルギー基本計画の外のことももしれないけれども、既存産業をエネルギー消費を伴わないけれども成長する産業に代えていって成長を実現するということを言っているわけですね。もっと金融経済に特化していけとか、観光経済に特化していけとか、そして、そういう産業に経済成長を引っ張っていってもらおうようにするということなんでしょうが、それが可能であるということをおっしゃらない限り、

計画として完結していないと言わざるを得ないと私は思うのですが、その辺についてはどう説明されるのですか。

(笹路室長) 我々としては、赤で0.7と下にかかっているのが若干読みにくいところあると思うんですけども、ただ、GDPは増えてエネルギー消費は増えない。言ってみれば、エネルギー利用自体の体質がかなり筋肉質なものになるというようなイメージです。その筋肉質になるときは当然技術開発の成果が活きたり、あるいは新しいエネルギー利用を面的にしたりだとか、要は少ないエネルギーでより多くのアウトプットをとという気持ちです。だから、課題は解決しなければいけないし、難しいんですけども、これをあえて提示しているというところが正直なところでございます。

ただ、委員長のおっしゃるような経済成長の具体的なイメージと結びつけるようなもっとしっかりとしたロジックとかあるいはピクチャーとかそういったものは、不断の努力でこれを機会にさらに考えていかなければいけないことだとは、同感とっております。

(近藤委員長) もう1つは、最後のほう、60ページぐらいにエネルギー産業の構造改革というのがある。これも私は非常に重要と思っております。この少子高齢化の中で、今のエネルギー産業の将来の姿がどうなるのか。放っておいたらますます地場産業化して縮小していく宿命を背負っている。そこで、手をこまねいていないで、知識産業化して、知恵を商品に国際展開して行ってほしい。そういう形で成長してナショナルインタレストに伝えていく気概をもっていただくことが第一でしょうし、第二には、海外投資によって国際市場におけるプレーヤーになって、そこで稼いで、それこそマイナス0.7のために頑張ってくださいと。そういう構造改革の在り方もビジョンを出して議論し、適切な政策面の手当ての必要性に合意していくべきではないかと思えます。こういう考え方は前からあったんですけども、あの時は公益事業から民主導の展開をイメージしていたのです。今日ここに至って若干逆行してもいいから、国家がそういう方向へ誘導した方がよかったのではという反省がある折でもありますから、この2010年のエネルギー戦略では、そういう意味の構造改革についてもチャレンジし、新しいビジョンを掲げるべきではと、そんな思いを持っています。

(笹路室長) 我々もそういう問題意識を持っています。当然2000年代の自由化の議論などについては、その積み重ねは意味のあったことだし、そういう国際環境があったわけですね。国際的なエネルギー需給も比較的安定した後のことでした。ただ、2000年代に中国が成長したり、あるいはほかのインドですとかBRICS諸国も出てくる中で、やはりエネルギー需給が構造的に逼迫する中で、国際市場あるいは国際環境、こういったものが劇的に変化

している中で、日本のエネルギー産業がどう生きていくかというのは、今回のエネルギー基本計画の1つの大事な、今までと違うメッセージと思っています。

特に日本の最終エネルギー消費のGDP弾性値マイナス0.7というのがありますけれども、海外で言うと恐らくそれこそ中国だ、インドだということはエネルギー消費が増えていく中で、いかに環境負荷が低い、あるいはエネルギー需給逼迫に冷たい水をかけるようなそういうエネルギー利用の効率化ですとか、省エネ、低炭素、そういったところで日本の技術とか商品とか様々なシステムが展開していく。これはまさに日本の経済成長のエネルギーとしても吸い込んでいくべきものだと思います。あるいは、地球環境問題の国際的な枠組みの中でも、それが適切に日本の貢献として評価されるべきであると考えております。

そういう経済成長の面、温暖化の国際的なフレームワークの面でも、ともに評価されるような国際的な環境も作りつつ、ある意味エネルギー産業の構造改革も進めた上で、外に打って出て存在感を発揮できるような企業が出てくる姿を議論していくべきだろうという、その第一歩にしていきたいと思っています。

(近藤委員長) 他によろしゅうございますか。それでは、この議題、これで終わります。今日のご説明どうもありがとうございました。

次の議題に参ります。事務局どうぞ。

### (3) 国際原子力エネルギー・パートナーシップ (GNEP) 第6回運営グループ会合の開催結果について

(中村参事官) それでは、3番目の議題でございます。国際原子力エネルギー・パートナーシップ (GNEP) 第6回運営グループ会合の開催結果につきまして、梶田審議官から報告があります。

(梶田審議官) それでは、資料3でご報告をさせていただきます。

第6回のGNEPの運営会議はここにありまして、6月16日、17日に開催いたしました。このGNEPという名称の変更も含めて組織をどう変えていくかということが今回の会議の議論でございました。

GNEP自体は、委員の先生方ご承知のとおり、2007年にブッシュ政権のもとで再処理、高速炉といった機微技術について関心のある国の間での国際的なパートナーシップによる勉強会ということで発足したわけですが、2009年にオバマ政権になってこれを

どうするかということを経政権のほうで検討した結果、昨年2009年10月、北京で閣僚級会合が開催された際に、米国から、高速炉、再処理といった技術に限定せず、もっと広く原子力全般について国際的に意見交換する場、インターナショナルフォーラムという形に変えてはどうかという提案があり、その北京会合の閣僚会合で議論した結果、どういう運営、どういうミッション、どういう参加形態にすれば良いかというのを運営会議で至急検討してくれというふうに結論が出されております。

それに基づいて、この4月までに運営委員会メンバーでGNEPの衣替えについて方向性を出すという目標で作業を進めまして、4月に運営会合を開催する予定だったんですが、これもご案内のとおり、アイスランドの噴火の影響で2カ月ほどスケジュールが延ばされて、ガーナで6月に開催したと、こういう背景でございます。

なぜガーナかというところは、ガーナが北京以降非常に熱心に誘致をしたからということですが、ガーナ自身、1960年以来色々と原子力積極的に取り組んでこられました、実用炉という段階まではなかなか至っておりませんでした。ただ、今回の報告のガーナ代表による冒頭開会あいさつのところに書きましたけれども、ガーナは今、エネルギーの75%ぐらいが水力に頼っていて、将来天然ガス、化石燃料を増やしていかざるを得ないんですが、アフリカの情勢からいって安定確保が難しいと。それで原子力に頼らざるを得ないということで、ガーナ大学に原子力技術者養成コースをつい最近設置したし、またインディペンデントレギュラトリーオーソリティというのも設立したと。これから原子力利用が不可欠なので、そのための体制づくりを進めていきたいと、それを国民に理解してもらうためにもこうした国際会議をぜひ誘致したかったというようなことで、非常に熱心な働きかけがあって、ガーナで開催されたということです。

なかなかまだこれから実際に実現までは道のり厳しいこと当然ガーナ政府も承知しておりますが、今回のGNEP運営会議のガーナ開催という事例は、国際的にも非常に原子力利用に対する関心が高まっている、その1例かと思えます。

GNEPにつきましては、北京会合で先に申し上げたようなことで衣替えという指摘がございまして、どういう枠組みにするか、どういう参加条件にするかということをお話ししました。2ページ目の冒頭でございますように、名称をGlobal Nuclear Energy PartnershipからInternational Framework for Nuclear Energy Cooperation、特にこのコーオペレーション、協力ということ、国際的な協力のためのフレームワークだということをお強調した名称に変えましょうと。その参加条件につきましても、GNEPの場合にはイ

ンターナショナルコミットメントあるいはオブリゲーションに閣僚級でサインをしてメンバーになるという手順を踏んでおったんですが、資料2番目の○に書きましたように、インターナショナルフレームワークというのは、a forum for cooperation、協力のためのフォーラムで、5行目ぐらいにございますが、Participating states would not give up any rights and voluntarily share engage to effort、いかなる義務も課されることなく、権利も侵害されることなく、自発的にオブリゲーションなしに参加して勉強ができると、そういう緩やかなフォーラムという組織であると。ただし、highest standards of safety, security and non-proliferation に関してはきっちり守るんだ、これをエンドースすると、公文書でこういうことをしっかり守っていきますということを約束すれば、それでメンバーになれるんだということで、そういう組織に変えようということに合意をいたしました。

資料にはその後に参加手順などが書いてございますが、これは手続ですので省略させていただきます。

こういうことで同意をされまして、今後 I F N E C として、G N E P の活動が名称変更後継続されるということが合意されたというのが今回の報告のポイントでございます。

活動内容は、基盤整備ワーキング・グループ、それから燃料供給サービスワーキング・グループ、2つのワーキング・グループを従来 G N E P のもとでやっておりましたが、これらは引き続き継続をされます。

燃料供給サービスワーキング・グループにつきましては、従来アメリカが議長でございました。先のエネルギー基本計画の34ページ目に G N E P、I A E A 等の国際的な枠組みのことを触れられていますが、ここでも核燃料供給保障の仕組み、使用済燃料の取扱いに関する国際的な枠組みづくりに主体的に取り組むということ、国として今回基本計画で決定していただいております、これを経済産業省としてもぜひ実践して欲しいということで、内閣府からもこの G N E P の機会に色々と経済産業省とも相談しました。資料3ページ目の(5)ワーキング・グループのところに書きましたが、アメリカからフランスに燃料供給ワーキング・グループの議長が代わりますけれども、フランスからはぜひ日本も一緒にこの燃料供給についての検討に積極的に参加してほしいという要請を受けましたので、時期や具体的なことは今後フランスとも相談いたしますが、日本がワーキング・グループをホストするなどして、積極的に日本も貢献をしていきたいということもフランス等と相談をしまいたとところでございます。詳細は今後委員会にもご報告をしながら、準備態勢を進めてまいり

たいと考えております。

後は、今年の11月にヨルダンで閣僚級会合を開くということも合意をされております。

ご報告のポイントは以上でございます。

(近藤委員長) はい、ご説明、どうもありがとうございました。

ご質問あれば、どうぞ。

(尾本委員) 従来GNEPは、特に世界の中で原子力発電をやりたいという国が60カ国以上ある中で、いわゆる新興国の参加が非常に少ない。今回の実績を見ても、たかだか6カ国しか参加していないわけですね。ガーナとかヨルダンとか。

今回のステートメントの変更によって、これは大きく変わると見ているのでしょうか。そこはどうなのでしょう。

(梶田審議官) 今日お配りした資料5ページ目の参加国リストは、今回のガーナでの会合に参加した国のリストですので、GNEPのパートナー国は25カ国、ここに挙がっておりません国でも幾つか原子力のニューカマーといいますか新しい国は入っております。

オブザーバー国が8カ国、2機関しか挙がっておりませんが、実際には31のオブザーバー国が既にGNEPには参加しております。今後31のオブザーバー国に対して、このGNEPがIFNECに変わる際のきっかけに、正式パーティシパントメンバーになりませんかという招待を発出いたしますが、既にアメリカ議長のところには6カ国から、個別の国名はこの段階ではまだ各国の最終判断ではございませんので伏せさせていただきますけれども、正式メンバーになりたいという情報が寄せられていると聞いております。ただ、まだあくまでもGNEPのメンバー国、オブザーバー国の中での話ですので、約50カ国の中で正式メンバーになろうとしている国が幾つか出てきていると。

それ以外の全くの新しい国に対しては、我々を含め、今後働きかけをしていく段階ですので、どの国が新しく参加するということは今の段階では承知しておりません。

(近藤委員長) よろしいですか。

鈴木委員。

(鈴木委員長代理) ありがとうございました。今のお話しを聞いていますと、IAEAとかでやられているような国際フォーラム、日本でやっているFNCAもありますし、大分GNEPの独特の元々の核不拡散を重視して濃縮と再処理の技術拡散を抑止するというそういう目的が薄まったようなイメージがあるんですが。それは正しい理解でしょうか。

(梶田審議官) 燃料供給ワーキング・グループというのがIFNEC、GNEPの非常に重要

なワーキングであると、そこは引き続き変わらない特徴だと私は理解しております。

基盤整備ワーキング・グループなどでより原子力利用をしたい国に対しての人材育成ですとかルール、レギュレーション体制の整備ですとかという面で活動の幅を広げていくという意味では、F N C AあるいはI A E A等々に重なってくる部分があると思います。

(鈴木委員長代理) 10月に日本で燃料供給のワーキング・グループを開催されるということは、日本としては何か新しい提案を考えようという意図はあるのでしょうか。

(梶田審議官) 今の段階では、そこまでは申し上げられません。

(近藤委員長) 他に。では、私からひとつ。

これ、閣僚級会合を年に一度執行委員会ということで開催することは変わらないんですね。こういう仕組みにおいては、やはり閣僚級会合を年に一遍開くことが非常に重要です。これで何を新しいコンセンサスにしようかと考えることになる、毎年同じことを言っているわけにはいかんでしょから、ミニスターレベルでの宣言の柱にどういうことを取り上げるかを検討することになる。それが使命達成への取組を転がしていくと同時に考えるのがステアリングコミッティに課せられた最大の使命だと思うんです。で、そう考えると、運営グループも11月まで開かれないというふうに読むとすれば、なかなか大変だなという感想を持つんですけども、その辺についてはどうですか。

(梶田審議官) 今回のステアリングコミッティは構造改革とプラス11月の閣僚級会合の何をポイントとして閣僚の方々に議論していただくかを話し合うはずだったんですが、時間的制約があって、組織移行、手続論に時間をとられましたので、実質的にあまり現地での相談、閣僚級メッセージをどうするかという議論は十分できておりません。ただ、今後幾つかのステアリングメンバーでテレビ会議などでまた事前調整をすることになると思います。

私のあくまでステアリングメンバーとしての個人的見解、今の段階の見解ですけれども、このG N E PがI F N E Cに変わるということはオバマ大統領が演説された国際的なフレームワーク、不拡散のもとでの多国間原子力利用を広げていくようなフレームワークが必要だというメッセージ、あるいは、その後サルコジ大統領が3月にフランスで言われた、原子力カルネサンスと言いますか、商業利用に対する燃料供給保障のしっかりした国際的な枠組み、そういったメッセージのもとで、このI F N E Cというのが新しく衣替えして動き出していくわけですから、両大統領のメッセージをどのように国際的なコンセンサスにしていくか、そのエッセンスを抽出しながら閣僚級の共同認識をつくっていくというような作業になるのかなと考えております。

(近藤委員長) 秋庭委員、どうぞ。

(秋庭委員) GNEPもそうですけれども、IFNECになってからも、その資金はどういうふうになっているのでしょうか。IAEAのように各国の拠出金といったもので成り立っているのかどうかということと、今後日本でワーキング・グループを開催するのにも、資金的なことなども大変だと思うので、その辺を伺ってもよろしいでしょうか。

(梶田審議官) 国際機関であれば各国分担金ということで、事務局組織に一定の基金、資金がプールされるわけですが、IFNEC、GNEPの場合には全くそういう分担金というのはございません。各国がそれぞれ主催する部分を自己負担して運営してきております。相当の事務経費は米国事務方の負担になっていますし、日本で何らかのワーキング・グループを持つべく今後経済産業省あるいは財務省、文部科学省、関係省庁と相談してまいります。これは既存の予算の中から何とかそれぞれやりくりをして捻出をするという形で、日本でやる場合には我々が負担するということになりますので。今の段階ではどのように、誰が負担しあうかというのはまだ整理しきれてはおりません。

(近藤委員長) はい。他に、よろしゅうございますか。それでは、本件これで終わらせていただきます。梶田審議官にはご説明どうもありがとうございました。

(追加議題) 日・インド原子力協力協定交渉開始について (見解)

(近藤委員長) では次、その他議題ですが、その前に1つ議題を追加したいと思います。先週、6月25日に外務省から、日本・インド原子力協力協定交渉開始についてというプレス発表がございました。本件については原子力委員会も長らく関心を持ってきたところであり、この機会に委員会としてこれに対して見解を出すというのが適切かと思うところですが、いかがでございましょうか。

(一同異議無しの声)

(近藤委員長) それでは、どんな見解を出すかですが、ここにこれの案文がありますので、これについて事務局からご紹介いただきましょう。

(金子参事官補佐) それでは、事務局より見解文書を読み上げさせていただきます。

日・インド原子力協力協定交渉開始について

我が国がインドと原子力協力を進めることは、各方面において両国の関係が強化・深化している今日、さらに、10億以上の人口を有するインドが増大するエネルギー需要を満たすために、地球温暖化対策に取り組む国際社会と協調して、クリーンエネルギーの一つである原子力発電の利用を積極的に進める取組みに、我が国が寄与できる可能性を開くなど、意義が少なくない。

しかしながら、原子力委員会は、原子力政策大綱において、我が国が原子力分野において海外と協力を行う際、特に、この協力が原子力資機材・技術の移転を伴う場合には、相手国の政治的な安定性、国際的な核不拡散体制の枠組みに沿うこと、相手国における安全の確保及び核拡散防止並びに核セキュリティ確保のための体制の整備状況についても確認し、そうすることについて国内外の理解を得る必要があるとしている。この点で、インドとの間で原子力協力を進めるにあたっては、インドが核兵器不拡散条約（NPT）に加入せず、事実上の核保有国であることに伴う、国際核不拡散体制に対して与える影響に留意するべきと考える。

そこで、原子力委員会は、今般、政府がインドとの間で原子力協定の交渉を行う際には、まず、2008年に、NPTに加盟していない国に対する原子力関連品目の移転を禁じている原子力供給グループ（NSG）がいわゆるインド例外化の決定を行った際の前提条件である、核不拡散の「約束と行動」を同国が着実に実行していることを確認し、さらに、今後ともその取組みを維持・前進させ、国際核不拡散体制の維持・強化に責任ある行動をとることを確かにすべきであると考えている。

さらに、原子力委員会は、政府がこの交渉において、インドがこの「約束と行動」を着実に実行していくことを前提に、核不拡散、原子力安全、核セキュリティを厳格に確保しつつ、国際社会が原子力科学技術のもたらす利益を享受できるための取組に、両国が共同して取り組むことはもとより、核廃絶に向けた国民の強い願いを十分に踏まえ、核軍縮に向けても創造的で現実的な取組を両国が国際社会と連携協力して着実に推進する強い意志を共有していることを確認することを期待する。

裏面に移りまして、別紙です。

NSGにおけるインド例外化の決定について

国際核不拡散体制の主要構成要素の一つであるNSGは、2008年、インドが民生用原子力施設についてIAEAと保障措置協定を締結し、保障措置の下におかれる施設に関する追加議定書の署名を約束し、濃縮・再処理等の機微な技術を有していない国に対するこの技術の移転を控えること、各実験の一方的なモラトリアムを継続すること、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の締結に向けて他の国々と協力する用意があることを宣言し、国連総会において核廃絶に向けた核兵器禁止条約交渉へのコミットメントを表明してきていることなどを踏まえ、同国のこうした核不拡散の「約束と行動」を全体条件に、原子力関連品目の移転を可能とする例外化を決定して、同国を国際核不拡散体制に関与させ、責任ある行動をとり続けることを求めることとしました。以上の交渉等の結果を踏まえ、我が国としては、大局的観点から、ギリギリの判断として、このコンセンサスに加わりました。その際、我が国は、仮にインドによる核実験モラトリアムが維持されない場合には、NSGとして例外化措置を失効ないし停止すべきであること、また、NSG参加各国は各国が行っている原子力協力を停止すべきであることを明確に表明しました。

以上です。

（近藤委員長）ありがとうございました。この案を見解とすることについてご議論いただければと思います。いかがでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

（鈴木委員長代理）賛成でございます。非常に重要な課題でして、これは日本だけではなくて国際社会にとって非常に重要なテーマで、多分注目されると思いますので、原子力委員会としても今後もこの交渉を見続けていく、適宜アドバイスしていくことが大事ではないかと思っています。

それから、既に長崎や広島の団体から反対の声明が届いていると聞いていますが、日本の「国民の強い願いを十分に踏まえ」というところを私は強調したいと思います。国民の皆さんにおかれましても、ぜひこの問題についてオープンに色々議論していただいて、原子力委員会にも意見を出していただければと思います。

3番目に、この問題非常に機微な問題ではあるんですが、国民の重要な課題であるということもありますので、私としては原子力委員会でもできるだけ議論をしていきたい、適宜交渉の過程なども報告していただきたいと思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

秋庭委員。

(秋庭委員) 私もこの見解を出すことは大変重要だと思っています。タイムリーに原子力委員会として見解を出すことは、この問題に限らずいつも重要だと思っています。今回のこの問題につきましては、やはり鈴木委員がおっしゃったように、下から3行目にありますように、「核廃絶に向けた国民の強い願いを十分に踏まえ」という、ここを本当に太字にしたいぐらいで、被ばく国である日本であるからこそ国民が平和利用についても核軍縮についても大変強い思いがあります。そこをしっかりと踏まえて協定の交渉にあたっていただきたいと思っています。

また、このことについても、国として国民に対してどのような経緯で、どういうことをやっていくのか、しっかりと丁寧に説明する必要もあると思っています。鈴木委員もおっしゃったように、原子力委員会がコメントを出す一方、国に対しても国民がやはり関心を持って意見を言っていくことが重要だと思っています。

また、さらに原子力委員会では既に英訳の用意をしておりますが、世界の国に向けて発信していくということが重要だと思っています。

以上です。

(近藤委員長) はい。では、尾本委員。

(尾本委員) NSGの「約束と行動」に何が書かれているかということは別紙に書いてありますが、実際のところ国民の99%まではこういうことを良くご存じ無いと私は思うんです。また、国民の願いというもの、先ほど話がありましたが、幾つか色々な意見が寄せられていることは分かっていますが、何が国民の総合的な願いなのかということについて客観的なデータもない。私なりに付度するに、恐らくは国民が原子力委員会に言って欲しいことは、エネルギー需要を満たすにあたって原子力発電をインドが活発に推し進めていく、その中に日本の機器が使われていくということについて反対はしない。しかしながら、4点ほどきちんと守って欲しいことがあると。そういうのが願い、あるいは期待だと思います。

1つ目は、日本製機器を核兵器製造に使わないで欲しい。この点に関しては、例えばオーストラリアの現政権はウランを供給しないということを言っております。また、日本製機器を核兵器製造に使わないということは、IAEAの保証措置の中で確認することでもありまして、それは「約束と行動」の中に明確に書かれていることだと思います。

それから2つ目は、軍縮をきちんとやって欲しいということ。

3つ目は、核実験はしないで欲しいということ。

4つ目は、核拡散に手を貸さないで欲しいということ。

こういったことが大きく見て国民の期待するところではないかと思えます。私はここに書いてあるステートメントは平たく言えばこういった考えに基づいていると思っております、こういう意見を出していくことについて賛成であります。

(近藤委員長) 今尾本委員がおっしゃられたこともこれに十分書いてあるつもりですが、やや堅苦しい文章にしてあるから読みにくいかもしれません。

「約束と行動」について、まずは2008年以来今日までインドが着実にそれを実行しているかどうかを確認してください。さらに進んで、今後ともそうした取組を維持させ、その結果として国際核不拡散体制の維持・強化に責任ある行動をとるということについて確認することが交渉の成立に最も重要なことではないでしょうかと申し上げている中に、今の「約束と行動」の中にももちろん保障措置の下に置くということについては当然入っているわけですので、よろしいのかなと思えます。

それから、その先についてさらにと書きました趣旨は、繰り返しになるけれども、着実にそれを行動、実行していることを前提に、ここはバイの交渉なんですけれども、しかし核不拡散、安全、核セキュリティを厳格に確保しつつ、国際社会全体として原子力の恵みを享受できるように共同して取り組むと、そういうある種高邁な精神での取組に合意することを目指して交渉を進めてくださいよということ。

その際大切なことは、国民の願いを踏まえて、核軍縮に向けても創造的で現実的と、何言っているのかわからないと言われるかもしれませんが、私としては、NPT検討会議の報告をここでいただいたときに申し上げたように、現実を踏まえると、この先、NPTを唯一の国際社会の普遍原理と言いつけるのではなく、もう一つ、二つと、FNCTでもCTBT、さらには核禁条約と次なる普遍的なものの実現を目指して、それに共同して取り組む、創造的かつ現実的に取り組んでいくことで、ウィンウィンで物事を解決していくことが大切ではないか、しかし、これはやってみないと分からないので、ここはそういうものを着実に推進する強い意志を共有しているということを確認することは重要だと、そういう表現にしてあるのです。そういうことで、皆様のご発言の心持については文章に反映されていると思えます。

ご異議なければ、これをもって原子力委員会の本件に関する見解にさせていただきます。よろしいですか。

(一同異議無しの声)

(近藤委員長) では、これを見解とします。

どうもありがとうございました。

(4) その他

(近藤委員長) それでは、何かその他議題ございますか。

(中村参事官) 事務局からは特にございません。

(近藤委員長) 先生方から何か。

それでは、次回予定を伺って、今日は終わりにいたします。

(中村参事官) 次回、第35回原子力委員会定例会議につきましては、来週7月6日、火曜日、10時30分からのこの場所。1015会議室と考えてございます。よろしく願いいたします。

また、原子力委員会では、原則毎月第1火曜日の定例会終了後に、プレス関係者の方々の定例の懇談会を開催してございます。次回の7月6日が7月の第1火曜日にあたりますので、定例会議終了後に原子力委員長室にてプレス懇談会を開催したいと考えております。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

それでは、終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

—了—